

一、最新中国法令

● 关于进一步推进案件繁简分流优化司法资源配置的若干意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2016〕21号

【发布日期】2016-09-12

【内容提要】该意见从立案、送达、裁判文书、二审衔接等方面加以规定，完善诉讼程序，优化资源配置。其中包括：

- 当事人在纠纷发生之前约定送达地址的，法院可以将该地址作为送达诉讼文书的确认地址。
- 当事人起诉或者答辩时应当依照规定填写送达地址确认书。
- 积极运用电子方式送达；当事人同意电子送达的，应当提供并确认传真号、电子信箱、微信号等电子送达地址。
- 积极引导当事人将债权人请求债务人给付金钱、有价证券的案件转入督促程序，推广使用电子支付令。
- 积极引导当事人、律师等提交电子诉讼材料，推进诉讼档案电子化，运用电子卷宗移送方式。
- 当事人存在滥用诉讼权利、拖延承担诉讼义务等明显不当行为，造成诉讼对方或第三人直接损失的，法院可以根据具体情况对无过错方依法提出的赔偿合理的律师费用等正当要求予以支持。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-26061.html>

● 鼓励进口服务目录

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、财政部

【发布文号】商务部、国家发展和改革委员会、财政部公告 2016 年第 47 号

【发布日期】2016-08-26

一、最新中国法令

● 複雑な案件と簡単な案件を分別し審理する体制をさらに推進し、司法資源配分の最適化を図ることに関する若干意见

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2016〕21号

【発布日】2016-09-12

【概要】本意見では訴状受理、送達、裁判記録文書、第二審への移行などについて規定し、訴訟手続きの整備、資源配分の最適化を行っている。具体的には以下の内容が含まれる。

- 当事者が紛争発生前に送達先住所を約定している場合、裁判所は当該住所を訴訟文書の送達先住所として確定することができる。
- 当事者は提訴又は答弁時に規定に従い、送達先住所の確認書に記入しなければならない。
- 電子的手段による送達を積極的に取り入れる。当事者が電子的手段による送達に同意した場合、ファックス番号、E メールアドレス、WeChat アカウント番号などの電子的手段による送達先住所を提供しなければならない。
- 債務者の金銭、有価証券での給付を目的とする債権者による請求案件を支払督促手続きで解決を図るよう当事者に積極的に促し、また電子媒体での支払命令の実施を推し進める。
- 電子媒体による訴訟書類の提出を当事者、弁護士などに積極的に促す。訴訟記録ファイルの電子化を推進し、電子媒体による訴訟記録ファイルの移管方式を取り入れる。
- 当事者が訴訟権利の濫用、訴訟における義務の履行を遅延したなど著しく不当な行為を行ったことで、訴訟の相手方又は第三者に直接損失が生じた場合、裁判所は具体的状況に応じて、過失のない側が法に依拠して主張した合理的な弁護士費用などの賠償に関する正当な請求を認めることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-26061.html>

● 輸入奨励サービスの目録

【発布機関】商務部、国家発展改革委員会、財政部

【発布番号】商務部、国家発展改革委員会、財政部公告 2016 年第 47 号

【発布日】2016-08-26

【出台背景】《服务贸易创新发展试点方案》提出“对试点地区进口国内急需的研发设计、节能环保和环境服务等给予财政补贴”。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/201609/20160901392349.shtml>

● 鼓励进口技术和产品目录（2016版）

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、财政部
【发布日期】2016-09-13
【内容提要】该目录主要由鼓励引进的先进技术、鼓励进口的重要装备、鼓励发展的重点行业三部分组成。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/h/zongzhi/201609/20160901392646.shtml>

● 关于开展增值税发票使用管理情况专项检查的通知

【发布单位】国家税务总局
【发布文号】税总函〔2016〕455号
【发布日期】2016-09-06
【内容提要】2016年9月10日起至11月底，税务部门对2016年5月1日全面推开营改增试点以来，纳税人发票使用情况（重点是生活服务业和商业零售业纳税人）等进行检查。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2267227/content.html>

● 关于调整部分进口信息技术产品最惠国税率的通知

【发布单位】国务院关税税则委员会
【发布文号】税委会〔2016〕24号
【发布日期】2016-09-09
【内容提要】根据该通知：
▪ 自2016年9月15日起，对进口《中华人民共和国加入世界贸易组织关税减让表修正案》附表所列信息技术产品最惠国税率实施首次降税。
▪ 相关产品对应中国税则中484个税号，包括新一代多元件集成电路、触摸屏、半导体及其生产设备、视听产品、医疗器械及仪器仪表、生产信息技术产品所需的专用零附件及原材料等。

【発布背景】「サービス貿易の革新的発展試行方案」において、「試行地区において国内で差し迫って必要とされている研究開発設計、省エネ環境保護及び環境サービスなどを輸入する場合、財政的援助を与える」ことを提起している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/xxfb/201609/20160901392349.shtml>

● 輸入奨励技術・製品の目録（2016年度版）

【発布機関】商務部、国家發展改革委員会、財政部
【発布日】2016-09-13
【概要】本目録は主に導入を奨励する先端技術、輸入を奨励する重要設備、發展を奨励する重点産業の3つの部分から構成される。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/h/zongzhi/201609/20160901392646.shtml>

● 増値税発票の使用管理状況に対する個別検査実施に関する通知

【発布機関】国家稅務總局
【発布番号】税総函〔2016〕455号
【発布日】2016-09-06
【概要】2016年9月10日から11月末までの期間において、稅務部門は2016年5月1日から始まった營業稅の増値税一本化制度の全面的試行後の納稅者の發票使用状況（生活サービス業、小売業の納稅者を重点的对象とする）などの検査を行う。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2267227/content.html>

● 一部の情報技術製品の輸入における最惠国税率を調整することに関する通知

【発布機関】國務院關稅稅則委員會
【発布番号】税委会〔2016〕24号
【発布日】2016-09-09
【概要】本通知によると、以下の通りである。
▪ 2016年9月15日から、「中華人民共和國WTO加盟に伴う關稅讓許表修正案」の附表で列挙されている情報技術製品を輸入する場合における最惠国税率の初回引き下げを行う。
▪ 中国の徵稅規則において該當する製品の關稅番号は484件あり、具体的には次世代マルチエレメント集積回路、タッチパネル、半導体及びその製造設備、音響・映像製品、醫療器械及び計量器械、情報技術製品の製

造で要する専用部品及び原材料などが含まれる。

【備 注】

- 从世界贸易组织成员国或与中国签有互惠双边贸易协定的国家或地区进口的货物，按最惠国税率征税。
- 上述大多数产品的进口关税将在未来3年或5年降为零，少量产品的关税将在未来7年降为零。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201609/t20160914_2417642.html

【備 考】

- WTO の加盟国又は中国と互惠に関する二国間貿易協定を締結している国又は地区から輸入した貨物は最惠国税率で課税する。
- 上述の大多数製品の輸入関税を向こう3年又は5年でゼロ関税にし、少量製品の輸入関税を向こう7年でゼロ関税にまで低減する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201609/t20160914_2417642.html

● **重大劳动保障违法行为社会公布办法**

【发布单位】人力资源和社会保障部

【发布文号】人力资源和社会保障部令第29号

【发布日期】2016-09-01

【实施日期】2017-01-01

【内容提要】对“不依法参加社会保险或者不依法缴纳社会保险费且情节严重、违反工作时间和休息休假规定且情节严重”等七种重大劳动保障违法行为，人力资源社会保障行政部门将向社会公布。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxqk/201609/t20160909_246849.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● **《中西部地区外商投资优势产业目录》（修订稿）公开征求意见**

为引导外资更多投向中西部地区，国家发展和改革委员会等部门对《中西部地区外商投资优势产业目录》进行了修订，并公开征求意见（截止日期为2016年10月18日）。本次修订主要是扩大中西部地区鼓励外商投资范围。

（里兆律师事务所 2016年09月18日编写）

● **重大労働保障違法行為の社会公表弁法**

【発布機関】人的資源社会保障部

【発布番号】人的資源社会保障部令第29号

【発布日】2016-09-01

【実施日】2017-01-01

【概要】「法に依拠し社会保険に加入しておらず、又は法に依拠し社会保険料を納付しておらず、尚且つ情状が深刻である、勤務時間と休息・休憩に関する規定に違反しており尚且つ情状が深刻である」などの7つの重大な労働保障違法行為を人的資源社会保障行政部門が社会に対して公表する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxqk/201609/t20160909_246849.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● **「中西部地区外商投資優勢産業目錄」(修正案)が「ブリックコメント」を募集している**

中西部地区へより多くの外国資本を取り込むことを目的として、国家發展改革委員会などの部門は「中西部地区外商投資優勢産業目錄」を修正し、意見を募集している（締切日は2016年10月18日である）。今回の修正では主に中西部地区における外国投資者による投資を奨励する範囲を拡大している。

（里兆法律事務所が2016年9月18日付で作成）

三、里兆解读

● 新法令《动产抵押登记办法（修订）》解读

为配合《物权法》的实施，国家工商行政管理总局（以下简称“工商总局”）于2007年颁布了《动产抵押登记办法》（以下简称“旧《办法》”）。

旧《办法》颁布后，各地工商登记部门对动产抵押登记的标准把握也并不一致，一定程度上影响了该办法的实施。基于此，工商总局于2016年07月05日颁布了第88号令，对《动产抵押登记办法》进行修订（以下简称“新《办法》”），自2016年09月01日起施行。新《办法》的修订主要体现在以下几方面：

1. 明确抵押物登记范围

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 以现有的及将有的生产设备、原材料、半成品、产品抵押（即浮动动产）进行动产抵押。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 将《物权法》第180条第1款第4项规定的“生产设备、原材料、半成品、产品”（即固定动产）以及第181条规定的“现有的以及将有的生产设备、原材料、半成品、产品”（即浮动动产）均纳入动产抵押的范围之内。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 根据《物权法》规定，对于浮动动产和固定动产均可以设定抵押。但是，由于旧《办法》沿用了《物权法》对于浮动动产抵押的表述，导致部分工商登记部门对固定动产抵押不予受理。修改后，很大程度上解决了适用不一致的问题。

2. 统一登记部门

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 《担保法》和《物权法》规定的动产抵押登记机关不一致：根据《担保法》规定，企业的设备和其他动产抵押，登记部门是财产所在地工商登记部门；《物权法》则规定，浮动抵押登记的登记部门是抵押人住所地工商登记部门。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 统一为抵押人住所地的工商登记部门（包括市场监督管理部门）。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 既方便了办理动产抵押手续，也解决了不同工商登记部门适用不一致的问题。

三、里兆解説

● 新法令「動産抵当権設定登記弁法（改正）」を読み解く

「物権法」の実施に歩調を合わせるべく、国家工商行政管理総局（以下、「工商総局」という）は2007年に「動産抵当権設定登記弁法」（以下、「旧『弁法』」）を公布した。

旧「弁法」公布後、各地の工商登記部門において、動産抵当権設定登記の基準に対する匙加減が一致しておらず、ある程度では、同弁法の実施に影響を与えた。このため、工商総局は2016年7月5日に第88号令を公布し、「動産抵当権設定登記弁法」について改正を行い（以下、「新『弁法』」という）、2016年9月1日から施行されるとなった。新「弁法」の改正は、主として以下の方面に表れる。

1. 抵当物登記範囲の明確化

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 現有の及び将来所有する予定の生産設備、原材料、半製品、製品（即ち、浮動動産）に抵当権を設定することにより、動産抵当権設定を行う。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 「物権法」第180条第1項第4号規定の「生産設備、原材料、半製品、製品」（即ち、固定動産）及び第181条規定の「現有の及び将来所有する予定の生産設備、原材料、半製品、製品」（即ち、浮動動産）のいずれも動産抵当権設定の範囲に組み入れられる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 「物権法」規定に基づき、浮動動産及び固定動産のいずれにも抵当権を設定することができる。但し、旧「弁法」では「物権法」の浮動動産抵当権設定に係る表現を踏襲したため、一部の工商登記部門では、固定動産抵当権設定を受理しないことになっていた。改正後、適用の不一致による問題はほぼ解決されている。

2. 登記部門の統一

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 「担保法」及び「物権法」規定の動産抵当権設定登記機関が一致していなかった。「担保法」規定に基づき、企業の設備及びその他の動産に抵当権を設定する場合には、その登記を扱う部門は財産所在地の工商登記部門とする。一方、「物権法」の規定によると、浮動抵当権を設定する場合には、その登記を扱う部門は抵当権設定者の住所地の工商登記部門とする。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権設定者の住所地の工商登記部門（市场监督管理部門を含む）に統一させた。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 動産抵当権設定手続きの取扱いに便宜を図るとともに、異なる工商登記部門における適用の不一致による問題も解決されている。

3. 放宽申请人范围

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 抵押合同双方当事人或者双方委托的代理人可以到工商登记部门办理抵押程序。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 抵押登记申请人可以是合同一方作为代表，也可以由合同双方共同委托代理人到工商登记部门办理。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 为防止抵押人权益受到损害，旧《办法》严格要求必须合同双方到场或共同委托代理人才能办理抵押登记，但这给登记带来了一定障碍。新《办法》采用单方申请主义，相对比较便捷。

4. 简化登记手续

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 委托代理人办理登记手续的，应当在登记时提交授权委托书。 对于变更或注销抵押登记，需要提交原《动产抵押登记书》。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 委托代理人办理登记手续，不需要单独提交授权委托书。在《动产抵押登记书》中列明共同委托代理人姓名及联系方式等即可。 变更或注销抵押登记，不用再提交原《动产抵押登记书》。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 不用另外提交授权委托书，减少实践中部分工商登记部门因授权委托书格式等问题拒绝受理申请的情形； 减少变更或注销时的申请文件，有助于提高办事效率。

5. 新增电子化抵押信息查询

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 有关单位和个人可以持合法身份证明文件到工商登记部门现场查询。
修改后	<ul style="list-style-type: none"> 有关单位和个人可以登录工商登记部门的公示系统查询有关动产抵押登记信息，也可以持合法身份证明文件到工商登记部门现场查询。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 对企业来说，通过公示系统查询，增强了信息查询的便捷性，节省了企业成本。

6. 新增抵押信息更正程序

修改前	<ul style="list-style-type: none"> 无。
-----	--

3. 申請者範圍的緩和

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権設定契約の双方当事者又は双方が委託する代理人は、工商登記部門において抵当権設定の手続きを行うことができる。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 契約の一方当事者の代理人、又は契約双方当事者の共同委託代理人は、抵当権設定登記の申請者として工商登記部門にて手続きを行うことができる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 抵当権設定者の権益が損なわれることを防ぐために、旧「弁法」では、契約の双方当事者が現場に立ち会い、又は共同で代理人を委託してから始めて抵当権設定登記を行うことができると厳格に要求している。しかしながら、この規定は登記に支障をきたしている場合がある。新「弁法」は単独申請主義を採用することで、相対的に便利・迅速になる。

4. 登記手続きの簡素化

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 委託代理人が登記手続きを行う場合、登記する時に授權委託書を提出しなければならない。 抵当権設定の変更又は抹消登記を行う場合、元の「動産抵当権設定登記書」を提出する必要がある。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 委託代理人が登記手続きを行う場合、授權委託書を単独で提出する必要がない。「動産抵当権設定登記書」において共同委託代理人の氏名、連絡先などを明記すればよい。 抵当権設定の変更又は抹消登記を行う場合、元の「動産抵当権設定登記書」を提出する必要がなくなる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 授權委託書を別途提出する必要がなくなり、実践において一部の工商登記部門が授權委託書書式などの問題により申請の受理を拒否する状況を減少させる。 変更又は抹消を行う時の申請書類を減らすことで、事務処理の効率を向上させることができる。

5. 電子化抵当権設定情報照会の新規追加

改正前	<ul style="list-style-type: none"> 関連組織及び個人は、適法な本人証明書を持参して、工商登記部門へ現場照会することができる。
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 関連組織及び個人は、工商登記部門の公示システムにアクセスして動産抵当権設定登記に関する情報を照会することができ、適法な本人証明書を持参して、工商登記部門へ現場照会することもできる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 企業としては、公示システムを通じて照会することにより、情報照会の利便性を高め、企業のコストを軽減する。

6. 抵当権設定情報訂正手順の新規追加

改正前	<ul style="list-style-type: none"> なし。
-----	---

修改后	<ul style="list-style-type: none"> 依申请，工商登记部门可以根据法院、仲裁委员会、人民政府的法律文书对相关登记信息进行变更或撤销。
解读	<ul style="list-style-type: none"> 对于利害关系人而言（例如，抵押物的实际所有人），可以凭借生效文书独立办理抵押登记的变更或撤销。

改正後	<ul style="list-style-type: none"> 申請に応じて、工商登記部門は裁判所、仲裁委員会、人民政府の法律文書に基づき、係る登記情報の変更又は抹消を行うことができる。
読み解き	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者（例えば、抵当物の実際所有者）としては、発効した文書をもって、抵当権設定登記の変更又は抹消を単独で行うことができる。

总结

新《办法》的出台细化并统一了部分工商登记部门不一致的操作规定，简化了登记手续，通过系统进行公示，既方便了企业办理动产抵押登记手续，也方便了第三人进行查询。

不过，新《办法》仍有一定局限性。例如，新《办法》并未就抵押权人是境外主体的情况需要提供哪些材料等进行明确约定。此外，新《办法》从生效到地方工商登记部门全面实施还需要一定的过渡时间。建议企业在实际办理登记手续之前，与工商登记部门提前沟通、确认。

（里兆律师事务所 2016 年 09 月 18 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [商业贿赂、职务侵占、利益冲突](#)
- [高尔夫球场会员权案件](#)
- [债权回收案件](#)

まとめ

新「弁法」の公布に伴い、一部の工商登記部門における異なる取扱規定を細分化し、且つ統一し、登記手続きを簡素化することとなり、システムを通じて公示を行うことにより、企業の動産抵当権設定登記手続きの便宜を図るとともに、第三者による照会の利便化にもつながると思われる。

但し、新「弁法」には依然として一定の限定性が存在している。例えば、新「弁法」では、抵当権者が国外主体である場合にはどのような資料を提出する必要があるかについて明確に規定していない。また、新「弁法」の発効から地方工商登記部門における全面的な実施までは、一定の移行期間が必要である。企業が実際に登記手続きを行う前に、事前に工商登記部門へ問い合わせを行い、確認しておくことが望ましい。

（里兆法律事務所が 2016 年 9 月 18 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [商業賄賂、業務上横領、利益相反](#)
- [ゴルフ場会員権案件](#)
- [債権回収案件](#)